

## 令和7年度採用 岡崎市会計年度任用職員採用選考募集案内

令和7年度に岡崎市のパートタイム会計年度任用職員（事務補助員）として市民安全部市民課の埋火葬許可業務で勤務を希望する人を次のとおり募集します。

### 1 募集する職

職の名称	主な業務内容	応募要件	募集人数
パートタイム会計年度任用職員（事務補助員）	土日祝日における埋火葬許可等の事務	パソコン操作（主に専用システムでの入力、その他ワード、エクセル等）ができ、年末年始勤務できる方 ※経験不問	1人

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未満かつ週当たり38時間45分未満の人

### 2 任期

採用の日～令和8年3月31日

(任用の日から原則1月の間は条件付採用期間となります。)

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

### 3 勤務場所等

- (1) 勤務場所 原則、岡崎市役所
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

### 4 勤務時間等

- (1) 始業、終業の時刻

原則、午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

- (2) 休憩時間

60 分

- (3) 週休日

定期の週休日はありません。事前に週休日希望を提出の上、シフトを決定します。

- (4) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

### 5 給与等

- (1) 給与

ア 報酬（令和 7 年 4 月 1 日時点）

時間額 1,245 円

イ 期末手当

無

ウ 勤勉手当

無

- (2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

### 6 加入保険等

- (1) 雇用保険

加入なし

- (2) 健康保険（共済組合）及び厚生年金

加入なし

- (3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例又は労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

## 7 応募方法

- (1) 次の書類を作成し、事前に電話で訪問日時を調整の上、必ず応募者本人が持参してください。
- ア 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書及び別紙  
イ 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙  
※ 提出書類は一切お返しえません。  
※ 持参する場合は土曜日及び日曜日、祝日法による休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

## 8 選考方法及び選考結果

### (1) 選考方法

面接及び提出いただいた書類により選考します。また、面接時にワード、エクセル等のパソコンスキルの確認も行います。

面接については、次のとおりです。

日時：随時

場所：岡崎市役所 市民安全部市民課 戸籍係（東庁舎1階）

※ 詳細は、後日担当者から連絡します。

### (2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

## 9 留意事項

- (1) 採用に関し、提出した書類に記載した内容及び口述した内容等に虚偽、隠匿及び不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。
- (2) この募集は、正規職員に採用するものではありません。また、継続的な任用を保証するものではありません。
- (3) 市役所への自家用車通勤を希望する場合、駐車場は各自で手配いただきます（職員用の駐車場はありません）。自転車、バイクによる通勤を希望する場合は、指定された駐輪場を使用することができます（来庁者用駐輪場は使用できません）。
- (4) 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の既定の適用があります。
- (5) 勤務条件等は、採用されるまでに給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。

## 10 問合せ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部市民課 戸籍係（東庁舎1階）

電話：(0564) 23-6138（直通）